

会員名：熊本県

その他の課題に関する報告事項
(表題) 国有林や県境を跨ぐ風力発電に係る林地開発許可への対応について
(概要) 第 107 回の当協議会において協議しました標記事項について、①前年度末までに、九州各県の林地開発許可に関する要項等の提出を求め整理、②令和 5 年 9 月 22 日に九州各県林地開発許可業務担当者会議を開催し、関係要項等の内容及び相違点を確認・意見交換を実施。 今後、九州各県が連携し、どのように関係要項等を見直し・運用を図っていくかについて、協議を継続していくこととしたところです。  参考：昨年度当協議会で協議した背景 令和 3 年度、熱海市の土砂流出災害発生後、熊本県においても、大規模な太陽光発電施設の林地開発許可地からの土砂流出により、地域に甚大な被害が発生した。これを受けて、本県では、開発行為者が守るべき「基準の厳格化」、「手続きの明確化」など熊本県林地開発許可制度実施要領の全面改正を行ったところである。 このような中、本県では再生可能エネルギーの推進により、風力発電施設設置が増える見込みであり（11 箇所環境アセスメント手続き中）、既に林地開発許可に関する事前相談や協議がなされている。 風力発電施設計画には、事業区域面積が千 ha を超え広範囲で、さらに国有林や県境を跨ぐ計画もあることから、風力発電施設設置に係る林地開発許可への対応について、林野庁及び九州各県で運用の統一的な考え方を整理する必要があると考える。

## I 九州各県の林地開発許可審査基準の主な相違点

### 1 一般的な事項

#### (1) 太陽光発電施設設置を目的とする開発【長崎県、沖縄県】

太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を申請する際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずるよう（努める）とともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込む（よう努める）ことを明記。

#### (2) 利害関係者及び周辺居住者の同意について【鹿児島県】

利害関係者及び周辺居住者の同意範囲を明記。

#### (3) 利害関係者等との協定締結【熊本県】

新たな開発行為に係る事業の実施に伴い、地域住民の生活環境等の保全を図る観点から、開発しようとする者は地域住民を含む利害関係者等と環境の保全等に関する協定を締結することを明記。

### 2 災害防止に関する基準（調節池に関するものは除く）

#### (1) 立木の伐採【熊本県】

立木を一度に伐採せず、防災工事に係る部分のみとし、防災工事完了後に県の確認を受けたうえで順次伐採することを明記。

#### (2) 盛土

①盛土高が1.5m以上の場合は、盛土の安定計算を行うことを明記。

【福岡県】

②盛土等が鉛直高の最大値が1.0mを超えるもの等は、法面の安定計算を行うこと。【佐賀県】

#### (3) 捨土

緑化計画を行うことを明記。【宮崎県】

#### (4) えん堤又は沈砂池等

①短時間の開発の場合は4カ月分を限度として算定。【福岡県、沖縄県】

②開発終了後の土砂量は、125m<sup>3</sup>/ha を標準に算定。【福岡県】

#### (5) 排水施設

①流速を0.6～4.0m/sec の間に努めること【熊本県、沖縄県】

②上流沢水等の処理は、場内を貫通しないよう必要に応じ沢水排水路、又は山腹水路を設置して下流に誘導するものとする【佐賀県】

③菅渠の流速は0.8～3.0m/s を原則とし、下水中の沈殿物が次第に菅渠内に堆積するのを防ぐため、下流ほど漸増させること。【宮崎県】

### 3 災害防止に関する基準（調節池に関するもの）

#### (1) 河川管理者との協議等【宮崎県】

開発行為を行う場合は、流末河川の第一次放流先管理者と協議・同意を

取得するとともに、二次放流先の管理者にその結果を報告するものとする  
ことを明記。

(2) 堤体【佐賀県】

堤体の基準を明記。

#### 4 環境保全に関する基準

(1) 希少野生動植物の調査【宮崎県】

「宮崎県の保護上重要な野生生物（改訂・宮崎県版レッドリスト）」に掲載  
されている野生動植物の生息等の有無について文献等により調査するこ  
と。また、生息等が確認された場合には、対策を講じることを明示

#### 5 残置森林率

(1) 保全帯の基準【佐賀県】

残置森林率の基準とは、他に保全帯の基準を設定。

## II 九州各県の林地開発許可申請に必要な書類の主な相違点

- 1 施工体系図、緊急時の施工責任体系図の提出【長崎県】
- 2 設計者の資格及び経験に関する書類【佐賀県、長崎県】
- 3 住民説明会等概要（確認できる資料）【熊本県、宮崎県】
- 4 周辺住民等への配慮に関する書類
  - (1) 利害関係者等との協定書【佐賀県、熊本県】
  - (2) 利害関係者等との同意書【沖縄県】
  - (3) 公共施設等に関する同意書（協定書）【長崎県、宮崎県、沖縄県】
  - (4) 環境保全協定書【長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県】
- (3) 周辺地域への配慮【福岡県】
- 5 建築物等概要図【長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県】
- 6 境界確認書【大分県】
- 7 野生動植物の分布調査、保全計画【宮崎県】
- 8 太陽光発電施設の設置に係る配慮事項【鹿児島県】